

柏市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成24年12月 3日

柏市長 秋山 浩 保

柏市規則第102号

柏市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。

(2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、当該登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した適合証

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項（法第54条第4項において準用する場合（法第55条第2項の規定において準用する場合を含む。）を含む。）の規定による確認済証の交付を受けている場合にあっては、当該確認済証

の写し

(3) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者が、法第54条第2項の規定により当該申請に併せて当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう市長に申し出る場合にあつては、柏市建築基準法等施行等規則（昭和56年柏市規則第3号）第7条第1項に規定する書類

（取下げ）

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による認定の申請をした者は、市長が当該申請について法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届により市長に届け出なければならない。

（取りやめ）

第5条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめようとするときは、取りやめ申出書に省令第43条第2項（省令第46条において準用する場合を含む。）に規定する通知書を添えて市長に申し出なければならない。

（報告）

第6条 認定建築主は、法第56条の規定により、低炭素建築物の新築等に係る工事が完了した旨の報告を求められた場合には、工事完了報告書により、市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定により、前項の報告以外の報告を求められた場合には、状況報告書により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第7条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書により行うものとする。

（認定の取消し）

第8条 法第58条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消通知書により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年12月4日から施行する。